

許 可 証

住 所 八王子市長房町125番地1
氏 名 株式会社ゼロ・システムズ
代表取締役 桃井 光治郎

令和4年10月12日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、あきる野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第42条の規定により、下記のとおり許可をする。

令和4年10月25日

あきる野市長 中 嶋 博



記

- | | |
|--------------------|---|
| 1 一般廃棄物の種類 | 事業系一般廃棄物(厨芥・紙くず) |
| 2 収集、運搬、処分又は清掃業の区別 | 収集・運搬(積替・保管を除く) |
| 3 運 搬 先 | 可燃ごみ(厨芥)
バイオエナジー(株)
可燃ごみ(紙くず)
(株)こんの |
| 4 作業区域又は処分先 | あきる野市内 |
| 5 許可の有効期間 | 令和4年11月6日から
令和6年11月5日まで |

6 許可の条件

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びあきる野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例を遵守すること。
- (2) 事前協議が不調和に終わった場合、許可を取り消す場合があります。
- (3) その他市長の指示に従うこと。

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面であきる野市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、あきる野市を被告として（訴訟においてあきる野市を代表する者はあきる野市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

変更事項			
変更年月日及び 文書番号	件名	変更内容	印
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			